

保育所等の利用料に関するシステム処理の誤りについて

保育所等の利用料は、市民税所得割額を基に算定しており、市外からの転入者の方に関しては、マイナンバー制度による情報連携により他市町村から税情報の提供を受けて算出しています。

このたび、平成30年度から令和3年度の保育所等の利用料において、税情報のシステム処理に誤りがあり、11名の方について、保育所等の利用料などを本来の金額よりも少なく算定し、請求していたことが判明しました。今後、本来お支払いいただくべき利用料等との差額分について納付をお願いしていきます。ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

1 経緯

令和3年3月に保護者の方から利用料についてお問合せがあり、調査を行った結果、「未申告」の方の税情報を本市の保育関連システム（子ども子育て支援システム）に取込む際、誤って「非課税（0円）」と登録していたことが判明しました。

利用料の算定時に未申告の方の中には非課税である方と、所得があり本来課税の対象である方がいますが、そのすべての方を非課税として処理していたため、改めて調査を行い、課税として処理すべき方がいらっしゃることを確認しました。

なお、保育関連システムについては改修を行い、現在は、未申告である方についても正しく処理を行っています。

日付	内容
平成30年3月まで	保育関連システムを改修し、マイナンバー連携による税照会機能を追加
平成30年6月	保育関連システムによる、マイナンバー連携照会での税情報取得を開始
令和3年3月3日	保護者様から区役所へ、保育の利用料とご自身の税情報について問合せ
令和3年3月3日～ 3月18日	当該保護者様の旧住民登録地の自治体に、税情報の照会を実施。 その結果、旧住民登録地の自治体から本市に対して「未申告」と回答されていることを確認。また、旧住民登録地の自治体のシステム上の処理も「未申告」として処理されていることを確認。
令和3年3月18日	市から委託事業者に対し、保育関連システムの設定状況の確認と調査を依頼
令和3年4月15日	委託事業者からの報告で、保育関連システムにおいて、他市町村から受け取った「未申告（空欄）」の税情報を、「非課税（0円）」として取り扱って処理していることが判明。
～令和3年5月6日	保育関連システムの改修。調査により誤った処理の対象者は2,307名と判明。
～令和3年9月22日	マイナンバー連携による税の再照会、申請当時の書類の確認作業、旧住民登録地への税情報の文書照会を実施。 結果、対象者2,307名の内、利用料に影響のある方7名、他事業（副食費免除など）に影響のある方5名（利用料と重複する方1名含む）を特定。

2 原因

平成 29 年度に保育関連システムにマイナンバー連携による税照会機能を追加した際、他市町村からの「未申告」の情報を「非課税（0 円）」として取り込まれるプログラム設定となっていました。本市と開発事業者の間における相互確認が不十分であったため、誤ったプログラム設定を行い、テスト環境における動作確認でも発見できませんでした。

（誤りの具体的な内容）

保育所等の利用料の算出において、市外からの転入者については、旧住民登録地に対し、マイナンバー制度の情報連携により税額照会を行い、他都市から提供を受けた税情報を保育関連システムに取り込み、利用料を算定します。

本来、市民税が「未申告」の方がいる世帯については、利用料を算出する際に、一旦、最高階層の負担区分で利用料（第 1 子で標準時間利用の場合、最高 77,500 円）を設定します。

しかし、今回、「未申告」方の税情報を本市の保育関連システムに、誤って「非課税（0 円）」で登録した結果、正しい利用料よりも低い金額で算定されていました。

3 影響範囲

- ・本来お支払いいただくべき金額との差額が発生する方

11 名 総額 最大 1,132,130 円（他事業の利用実績に応じて金額が下がる可能性があります。）
<内訳>

（1）保育所等の利用料との差額が発生する方

- ・人数 6 名 総額 363,130 円

（一名当たりの金額 22,730 円～149,000 円）

（2）保育所等の利用料及び他事業（副食費免除など）の利用があり差額が発生する方

- ・人数 1 名 総額 最大 237,500 円

（利用実績に応じて金額が下がる可能性があります。）

（3）他事業（副食費免除など）の利用があり差額が発生する方

- ・人数 4 名 総額 最大 531,500 円

（利用実績に応じて金額が下がる可能性があります。）

（一名当たりの金額 54,000 円～240,000 円）

- ・税情報が現在も「不明（未申告を含む）」の方

対象人数 102 名

4 今後の対応

- （1）利用料が増額になる保護者（他事業の利用者を含む）様に対して、今回の経過説明、及びお詫びとともに、利用料の再算定結果に基づく、差額分について、利用料の納付を依頼します。
- （2）税情報が「不明（未申告を含む）」の保護者様に対して、今回の経過説明、及びお詫びとともに、正しい利用料を算定するために必要な書類の提出をお願いします。

5 再発防止策

今後のシステムの開発・改修においては、開発時点のテスト環境におけるプログラム設定の確認や検証を徹底します。

お問合せ先

こども青少年局保育・教育認定課長 大槻 彰良 Tel 045-671-0251